

# 一宮市中核市移行基本計画

～市制施行 100 周年・令和 3 年 4 月移行目標～

令和元年 11 月

一宮市

## 【目次】

### 一宮市が目指す中核市の姿と移行に向けた取組

	はじめに ～基本計画策定の趣旨～	1
1	中核市制度の概要	2
	1 中核市とは 2 全国の中核市 3 中核市の指定手続	
2	中核市移行の目的	5
3	中核市移行により実施する事務	6
	1 県からの移譲事務 2 移譲事務以外の事務	
4	中核市移行の効果（メリット）	8
	1 市民サービスの充実 2 行政サービスの迅速化 3 特色あるまちづくりの推進 4 都市としてのイメージアップ 5 「一宮ならではの」施策の展開（一宮市独自の取組）	
5	市保健所の設置	14
	1 保健所設置の概要 2 保健所設置の基本的方向 3 保健所の主な業務 4 保健所業務を行う施設	
6	財政影響額の推計	18
7	事務執行体制の構築	20
	1 新しい組織体制と必要な職員数 2 研修等による人材の育成	
8	条例の整備	24
9	審議会等の附属機関の設置	27
10	市民への周知	28
11	中核市移行の推進体制	30
12	中核市移行までのスケジュール	31

## はじめに ～基本計画策定の趣旨～

地方分権改革の中、住民に最も身近な基礎自治体が主体的かつ総合的に行政運営を担うため、一宮市では、平成 14 年 4 月の特例市への移行をはじめ、愛知県（以下「県」とします。）から事務権限の積極的な移譲を受け、住民サービスの向上を図ってきました。

また、平成 17 年 4 月の一宮市・尾西市・木曾川町の合併を機に、一宮市の一層の発展を目指し、中核市への移行を一度検討しました。その際には、中核市移行に伴う財政負担の増大や国の財政支援措置等を分析し、「今後の交付税改革の推移を見守りながら、合併による財政的なメリットを最大限に受けるため、特例措置の終わる平成 27 年度以後を移行時期として今後も検討すべき」という結論を出しました。

合併から 14 年が経過し、人口減少や少子高齢化の進展など、本市を取りまく環境は大きく変化しています。こうした社会構造の変化や地域の課題に対応するためには、きめ細かな行政サービスの提供と自立したまちづくりの展開が求められています。また、市議会においては、平成 29 年 6 月に中核市調査検討協議会を設置し、移譲される事務や財政的影響などの課題について議論・検討を重ねた結果をまとめ、「市制施行 100 周年となる西暦 2021 年(令和 3 年)を目標に中核市に移行すべき」との提言をいただきました。

一宮市は、これらの状況を踏まえ、今後、ますます多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、地域の実情に合ったより質の高い行政サービスを提供していくため、中核市への移行を目指すこととし、移行に向けた取組段階へと進みました。

この「中核市移行基本計画」は、平成 30 年 12 月に策定した「中核市移行に関する基本方針」や移行に係る県との協議、庁内での検討・調整を踏まえ、中核市移行の目的と効果、財政への影響、組織や人員の体制、移行までのスケジュール等について取りまとめたものです。

今後も、市民の皆様のご意見をお聴きしながら、市制施行 100 周年という本市にとって大きな節目の年に「一宮ならではの」の中核市がスタートできるよう、本計画に基づき着実に準備を進めてまいります。



一宮市長 中野 正康

令和元年（2019 年）11 月

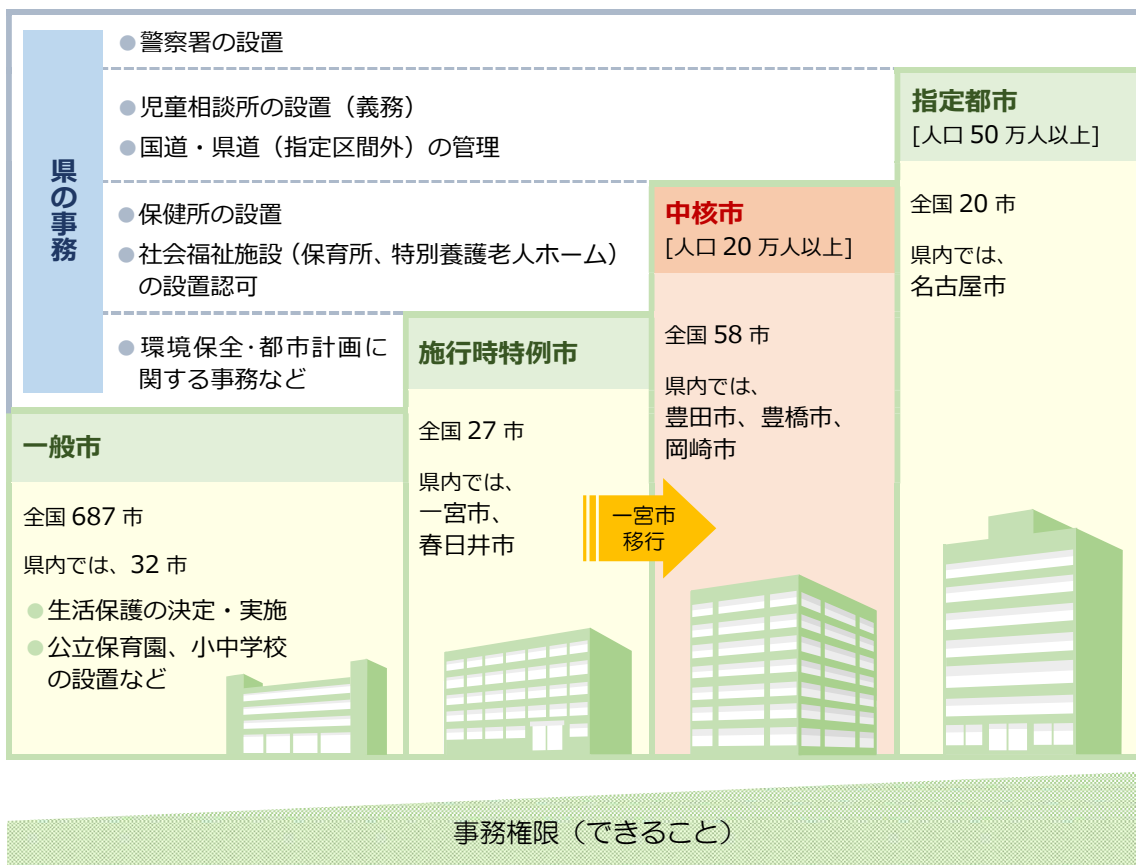
# 1 中核市制度の概要

## 1 中核市とは

中核市は、都市の人口規模によって定められた、大都市制度の一つです。

指定都市に次ぐ、規模や能力が比較的大きな都市に、都道府県の事務権限の一部を移すことで、できる限り住民の身近なところで行政サービスを提供できるようにすることを目的に、平成7年に中核市制度が創設されました。

### ■大都市制度の仕組み（平成31年4月1日現在）



### 中核市の指定要件と特例市制度

中核市の指定要件は、平成26年5月の地方自治法の一部改正により、平成27年4月1日以降、「人口30万人以上」から「人口20万人以上」に緩和されました。

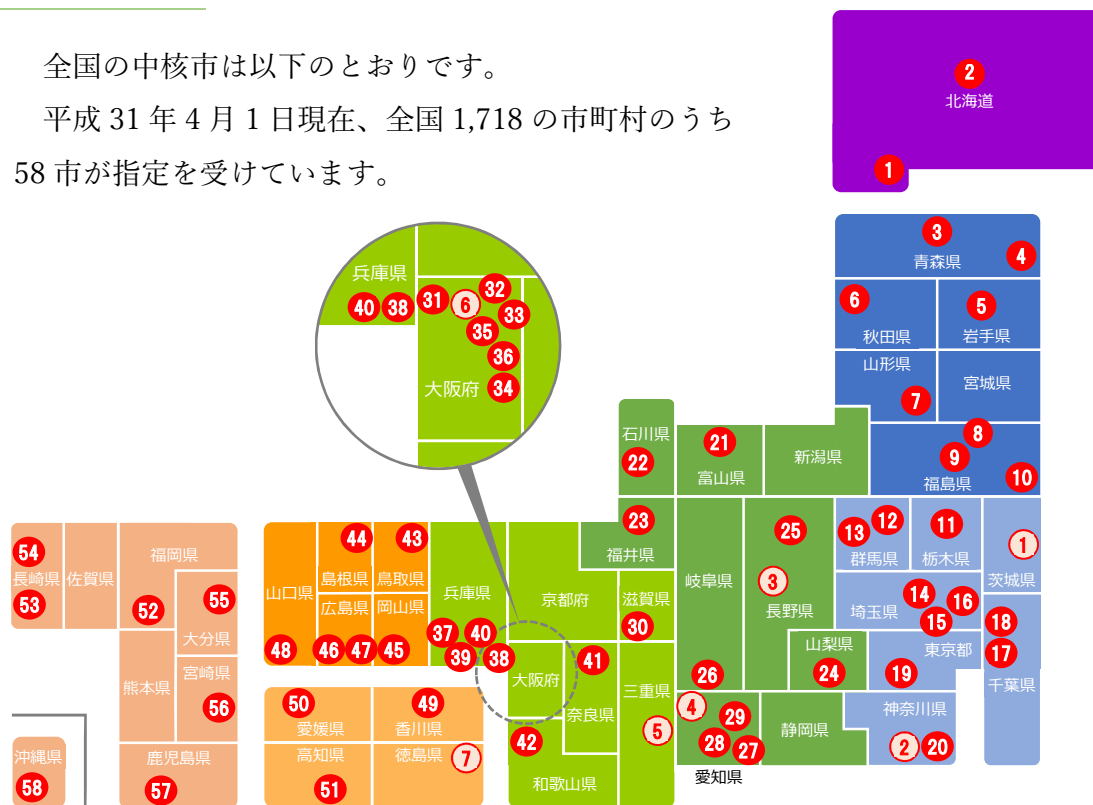
それと同時に、人口20万人以上の都市が指定を受けることのできた特例市制度が廃止され、特例市であった市は、「施行時特例市」と呼ばれる一般市となりました。ただし、従前の特例市の事務権限は引き続き保持しています。

この指定要件の緩和後、平成31年4月1日時点で、13の市が中核市へ移行しています。

## 2 全国の中核市

全国の中核市は以下のとおりです。

平成 31 年 4 月 1 日現在、全国 1,718 の市町村のうち  
58 市が指定を受けています。



■ 中核市一覧 ※( )内は、人口(平成27年国勢調査)及び中核市移行年

1 函館市 (27万人/平成17年)	2 旭川市 (34万人/平成12年)	3 青森市 (29万人/平成18年)	4 八戸市 (23万人/平成29年)
5 盛岡市 (30万人/平成20年)	6 秋田市 (32万人/平成9年)	7 山形市 (25万人/平成31年)	8 福島市 (29万人/平成30年)
9 郡山市 (34万人/平成9年)	10 いわき市 (35万人/平成11年)	11 宇都宮市 (52万人/平成8年)	12 前橋市 (34万人/平成21年)
13 高崎市 (37万人/平成23年)	14 川越市 (35万人/平成15年)	15 川口市 (58万人/平成30年)	16 越谷市 (34万人/平成27年)
17 船橋市 (62万人/平成15年)	18 柏市 (41万人/平成20年)	19 八王子市 (58万人/平成27年)	20 横須賀市 (41万人/平成13年)
21 富山市 (42万人/平成17年)	22 金沢市 (47万人/平成8年)	23 福井市 (27万人/平成31年)	24 甲府市 (19万人/平成31年)
25 長野市 (38万人/平成11年)	26 岐阜市 (41万人/平成8年)	27 豊橋市 (37万人/平成11年)	28 岡崎市 (38万人/平成15年)
29 豊田市 (42万人/平成10年)	30 大津市 (34万人/平成21年)	31 豊中市 (40万人/平成24年)	32 高槻市 (35万人/平成15年)
33 枚方市 (40万人/平成26年)	34 八尾市 (27万人/平成30年)	35 寝屋川市 (24万人/平成31年)	36 東大阪市 (50万人/平成17年)
37 姫路市 (54万人/平成8年)	38 尼崎市 (45万人/平成21年)	39 明石市 (29万人/平成30年)	40 西宮市 (49万人/平成20年)
41 奈良市 (36万人/平成14年)	42 和歌山市 (36万人/平成9年)	43 鳥取市 (19万人/平成30年)	44 松江市 (21万人/平成30年)
45 倉敷市 (48万人/平成14年)	46 呉市 (23万人/平成28年)	47 福山市 (46万人/平成10年)	48 下関市 (27万人/平成17年)
49 高松市 (42万人/平成11年)	50 松山市 (51万人/平成12年)	51 高知市 (34万人/平成10年)	52 久留米市 (30万人/平成20年)
53 長崎市 (43万人/平成9年)	54 佐世保市 (26万人/平成28年)	55 大分市 (48万人/平成9年)	56 宮崎市 (40万人/平成10年)
57 鹿児島市 (60万人/平成8年)	58 那覇市 (32万人/平成25年)		

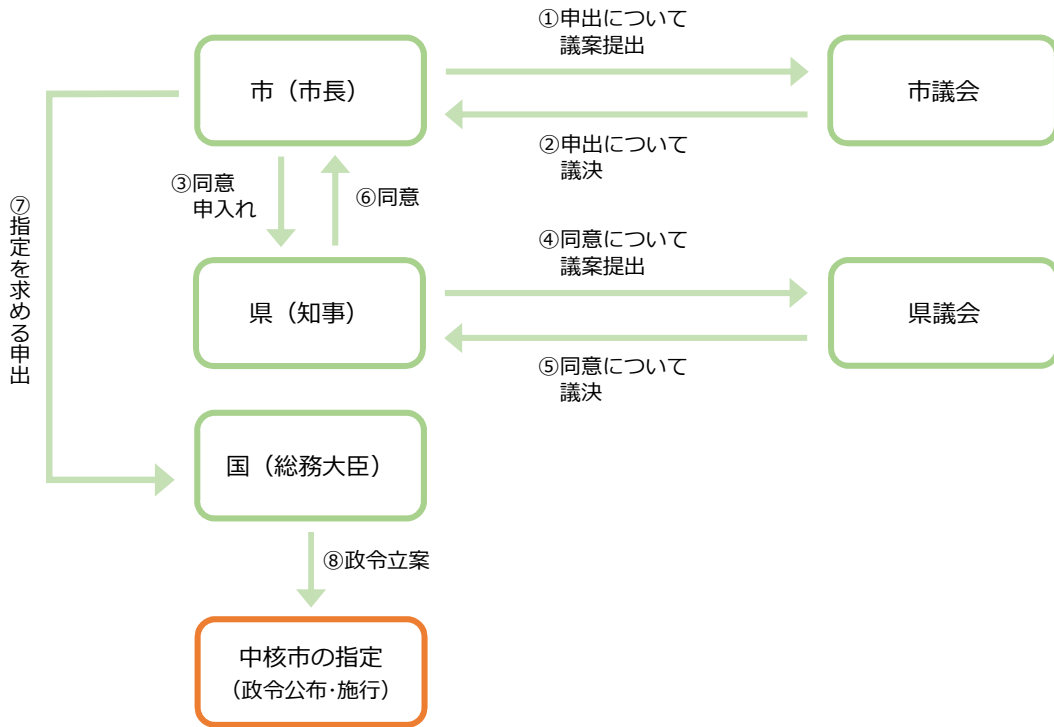
■ 中核市移行を検討している市 ※全国施行時特例市市長会調査・( )内は、人口(平成27年国勢調査)及び中核市移行予定年

1 水戸市 (27万人/令和2年)	2 茅ヶ崎市 (24万人/未定)	3 松本市 (24万人/令和3年)	4 一宮市 (38万人/令和3年)
5 四日市市 (31万人/未定)	6 吹田市 (37万人/令和2年)	7 徳島市 (26万人/未定)	

### 3 中核市の指定手続

中核市の指定を受けるには、市議会の議決、県議会の議決、県知事の同意を経て、市が国に申出を行う必要があります。

国は、市の申出に基づき中核市の指定を行います。



#### 参考 一宮市の地方分権の取組

一宮市は、平成14年4月1日の特例市への移行に加え、愛知県の「県から市町村への権限移譲推進要綱」（事務処理特例制度）の活用により、市が行うことで市民生活の利便性が向上する事務権限の移譲を受けるなど、地方分権に積極的に取り組んでいます。

#### ■一宮市への権限移譲の例

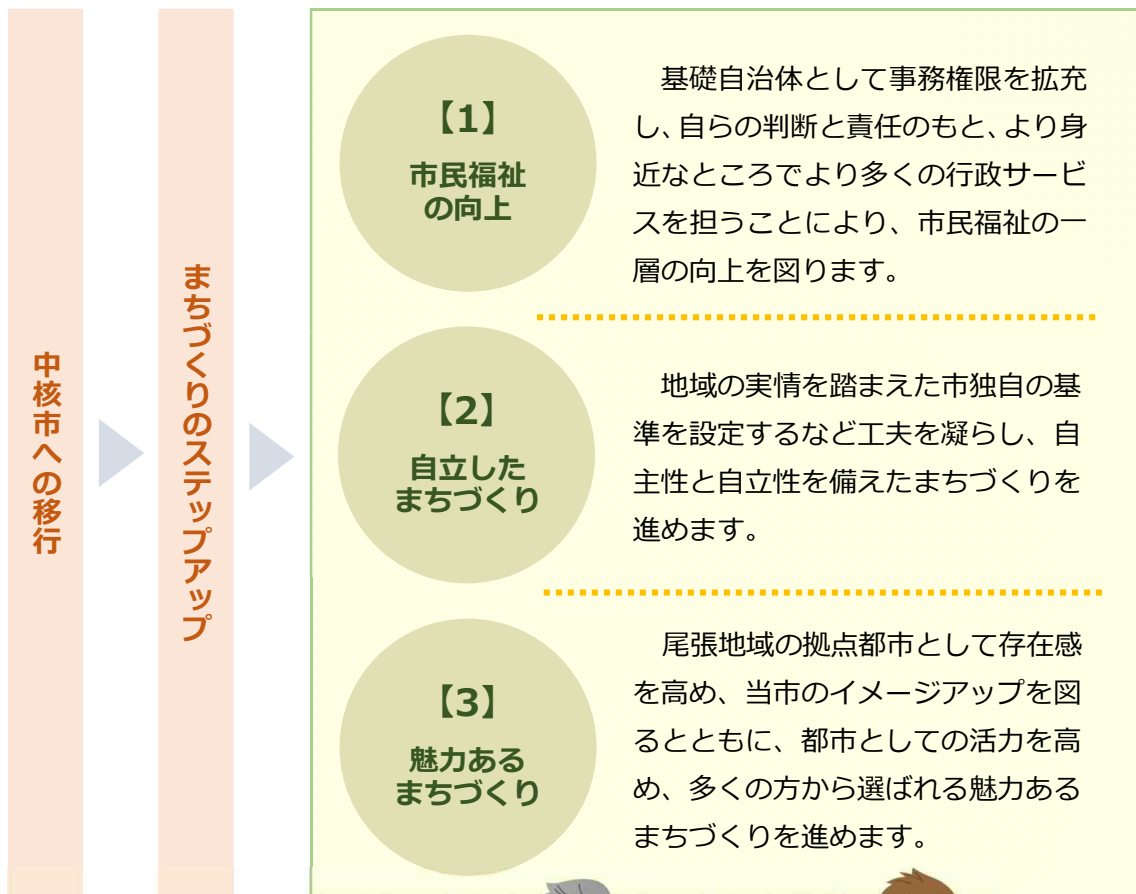
国の地方分権改革	事務処理特例制度の活用	個別法による権限移譲
9次にわたる地方分権一括法により、段階的に都道府県から市町村へ権限が移譲	都道府県の事務のうち、市町村が希望する事務について条例により権限を移譲する制度	個々の法律の規定に基づき、国や都道府県との協議等により権限が移譲されるもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収</li> <li>● 未熟児の訪問指導、未熟児養育医療費の給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パスポートの申請受付・交付</li> <li>● 違反広告物の除却等</li> <li>● 煙火（火薬類）消費許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観計画に基づく規制（景観法による景観行政団体）</li> <li>● 農地転用の許可（農地法による指定市町村）</li> </ul>

## 2 中核市移行の目的

地方分権の推進、人口減少や少子高齢化などの課題への対応や、安心して住みやすいまちを実現していくためには、市の事務権限を拡大し、これまで以上に自主性、自立性を強化していく必要があります。

今後、ますます多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、地域の実情に合ったより質の高い行政サービスを提供していくため、中核市への移行を目指します。

中核市への移行は、本市がさらに発展・成長していくための大きなチャンス、ステップとして位置づけ、以下の目的を設定して移行に取り組んでいきます。





### 3 中核市移行により実施する事務

#### 1 県からの移譲事務

##### (1) 法定移譲事務

法律や政令などに基づいて必ず移譲される事務は、以下の表のとおりです。

福祉、保健衛生、環境、都市計画、教育文化といった幅広い分野において、1,742もの事務を県に代わって行うこととなります。このうち保健衛生分野については、市保健所の設置が必要であるため、大きなウエイトを占めています。

分 野	主な事務	想定事務数※
福 祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所・養護老人ホームの設置の認可、監督</li> <li>● 介護保険及び障害福祉サービス事業者の指定</li> <li>● 身体障害者手帳の交付</li> <li>● 民生委員の定数の決定、研修・指導</li> </ul>	526
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民の健康保持、増進のための事業の実施</li> <li>● 感染症の予防及びまん延防止対策</li> <li>● 飲食店営業等の許可</li> <li>● 旅館業・興行場・公衆浴場の経営許可</li> <li>● 薬局の開設許可</li> <li>● 診療所等の開設届の受理</li> <li>● 動物愛護、狂犬病予防対策</li> </ul>	788
環 境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置の許可</li> <li>● 産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する措置命令</li> <li>● ばい煙発生施設の設置の届出の受理</li> <li>● 浄化槽の設置等の届出受理</li> </ul>	278
都市計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外広告物の条例制定による設置許可</li> <li>● サービス付き高齢者向け住宅事業の登録</li> </ul>	126
教育文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県費負担教職員の研修</li> <li>● 重要文化財に関する現状変更等の許可</li> </ul>	24
合 計		1,742

※事務数は法定移譲事務の条項数から想定した数値で、今後の法令改正等によって増減する可能性があります。



## (2) 任意移譲事務

法定移譲事務に関連した事務や県が独自で実施している事務の中には、県と市が協議の上、移譲を決定するものがあります。移譲予定の主な事務は、現在一宮保健所が窓口となっている事務などを中心に、以下の表のとおりです。

今後も市民サービスの向上や事務の効率化などを考慮しながら、移譲事務の範囲を確定させていきますが、最終的には法定移譲事務と合わせると 2,000 を超える事務数となる見込みです。

分野	主な事務
福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 軽費老人ホームの利用料に対する補助</li> <li>● 難病の患者に対する医療等に関する法律に係る申請書等の受付、受給者証等の交付</li> </ul>
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療法に係る病院の開設許可等</li> <li>● 麻薬及び向精神薬取締法に係る申請書等の受付、免許証等の交付</li> <li>● 調理師法に係る申請書等の受付、免許証の交付</li> <li>● プールの設置の届出の受理</li> <li>● ぶぐ処理施設の届出の受理</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定化学物質の排出・移動量の届出受付、集計、公表等</li> <li>● 産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の説明会開催届出の受理等</li> </ul>

## 2 移譲事務以外の事務

県から引継ぐ事務のほかにも、中核市移行に伴い新たに実施が義務付けられている事務があります。

<p><b>監査</b>    包括外部監査の実施</p> <p>地方公共団体の組織に属さない外部の専門家（弁護士・公認会計士など）による監査を導入し、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図り、監査機能に対する住民の信頼性を高めます。</p>	<p><b>消防</b>    高度救助隊の設置</p> <p>大規模災害に備え、高度な救助用資機材を装備した救助工作車と、救助のための専門的な知識・技術を有する隊員から成る高度救助隊を編成することで、市の人命救助体制を強化し、市民の安全・安心を高めます。</p>
--	--

## 4 中核市移行の効果（メリット）

### 1 市民サービスの充実

市民生活に密着した多くのサービスを、市民にとって最も身近な市が行うことにより、より柔軟できめ細かな市民サービスの提供が可能となります。

ここが変わる!

**福祉・子育て** 福祉施設へのきめ細かな指導により、質の高いサービスを確保します

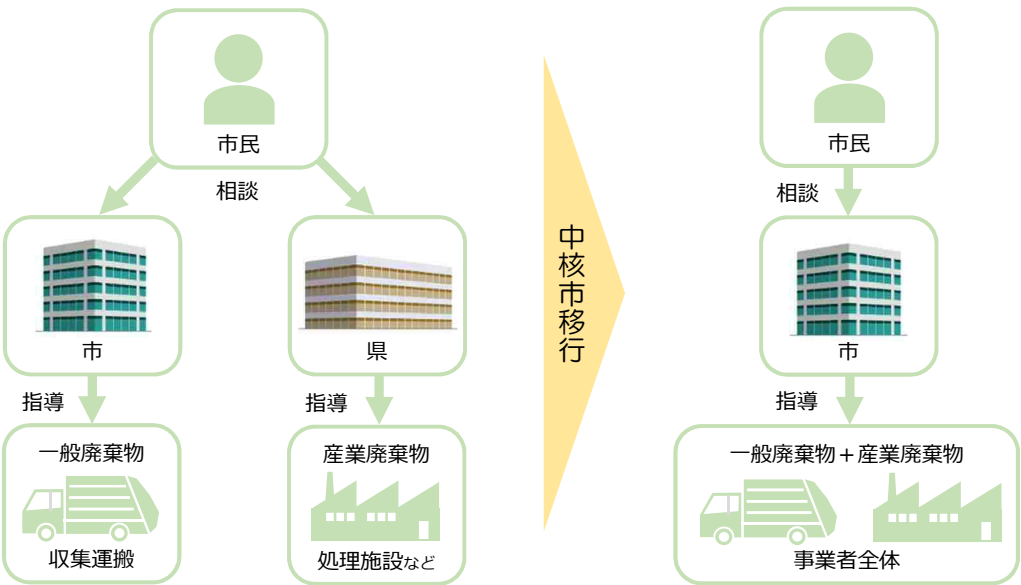
保育所、障害福祉サービス事業者、介護サービス事業者などの許認可から指導・監査業務までを、市が一元的に行います。  
 市が施設の運営状況を詳細に把握できるようになるため、地域の実情に即したきめ細かな指導により、利用者にとって質の高い支援・サービスの確保を図ります。



ここが変わる!

**環境** 廃棄物全般に市が直接対応し、快適な生活環境を守ります

一般廃棄物（家庭などから出るごみ）の処理に関する事務に加え、産業廃棄物（工場など事業者から出る廃棄物）についても、市が直接指導します。  
 廃棄物全般を扱うようになることから、不法投棄に対する市民からの相談や事業者の不適切な保管に対する指導など、迅速かつ適切な対応ができるようになります。



## 2 行政サービスの迅速化

市の窓口で申請を受け付け、県が審査、決定を行っていた事務を、市が一括して行うことにより、事務処理のスピードアップを図ることができます。

ここが変わる!

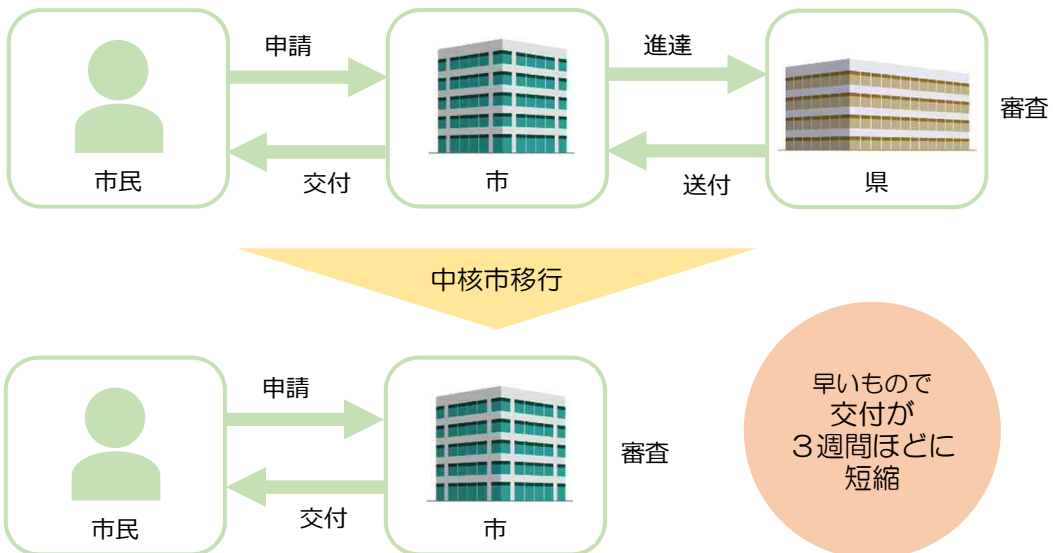
### 福祉/保健衛生

市で一連の業務が完結するので、手続きが便利になります

#### ■ 身体障害者手帳の交付

中核市に移行すると、市が、受付から審査、決定、手帳の交付を一括して処理することになるため、交付までの日数を短縮することができます。

先行市の例では、申請から交付までの処理期間が 2 か月程度かかっていたものが、早いもので 3 週間程度に短縮されています。



#### ■ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

これまでは市が受け付けたものを県に送付し処理されていましたが、一連の業務をすべて市で行うことで、貸付までの期間を短縮できます。

#### ■ 特定不妊治療費の助成／ 小児慢性特定疾病医療費の給付

住民情報や課税状況を市が確認することで、添付書類を省略することができ、申請者の事務手続の負担軽減につながります。



### 3 特色あるまちづくりの推進

これまで県が行っていた事務について、地域の実情を踏まえ、市独自の基準を設定することが可能になります。様々な分野にわたって、市の地域特性を活かした個性豊かなまちづくりを展開できるようになります。

ここが変わる!

#### 福祉/都市計画

市独自の基準を条例で定め、  
地域特性を活かしたまちづくりを進めます

##### ■ 福祉施設等の設備・運営に関する基準の制定

保育所、特別養護老人ホーム、介護サービス、障害福祉サービスなどの設備・運営についての基準を市が制定します。

基準の制定の際に、地域の実情や利用者の状況・ニーズを反映させ、必要な支援やサービスの充実を図ります。



##### ■ 屋外広告物の許可基準等の制定

市独自の屋外広告物条例を制定し、これまでの景観行政団体としての取組や本市の景観計画と連携して、地域の個性を活かした景観づくりに努めます。

許可地域や屋外広告物の許可基準等を地域の特性に応じて定め、きめ細かな規制・誘導を図ることにより、良好な景観形成につながります。

ここが変わる!

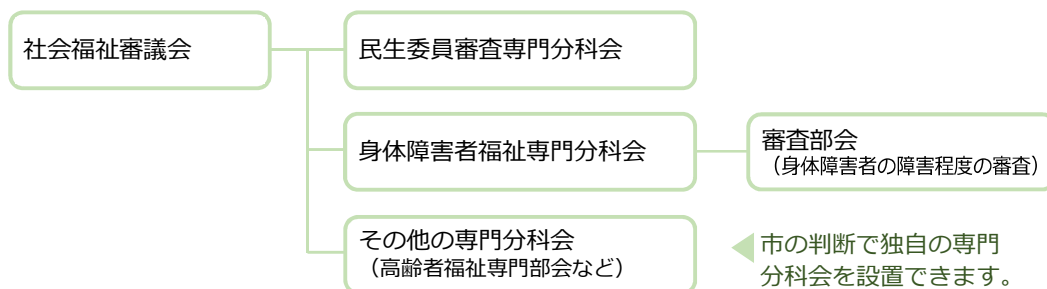
#### 福祉

社会福祉審議会を設置し、地域福祉の充実を目指します

社会福祉審議会は、現在は県に設置されており、県全体の社会福祉に関する事項の調査・審議を行っています。中核市移行後は、市も設置することになります。

審議の対象が本市内に限定されることから、市民にとって身近な地域の課題について審議し、福祉サービスに反映させることができます。

##### ■ 社会福祉審議会の構成例



ここが変わる!

### 教育

市独自の教職員研修を行い、特色ある教育を推進します

これまで県が行っていた小中学校の教職員の研修を市の責任で行うこととなります。

市の歴史・伝統文化に触れる研修を充実させるなど、地域の実情や教育課題に合わせた独自のプログラムによる研修を充実させることで、教職員の資質向上と質の高い教育の提供を目指します。



## 4 都市としてのイメージアップ

中核市として指定都市に次ぐ位置付けとなるため、尾張地域の拠点都市として知名度、存在感が一層高まり、観光面での誘客や企業誘致等の経済活動における活性化とともに、市民の皆様に地域への愛着や誇りを持っていただける効果が期待できます。

ここが変わる!

### 市政全般

中核市市長会に加入し、  
地方分権に積極的に取り組む市としてPRします

全国の中核市が加入する中核市市長会では、地方分権の推進とこれに伴う課題の解決を目指し、国に対する要望活動など様々な取組が行われています。本市も中核市移行後は、正式に加入し、全国の中核市との連携を強化し、市政の円滑な運営と発展を図ります。

また、政府や関係機関への政策提案、意見表明活動に積極的に参画することで、権限移譲や自律したまちづくりに取り組む市としてのイメージアップが期待できます。



## 5 「一宮ならではの」施策の展開（一宮市独自の取組）

中核市移行によって得られる新たな権限と、強化される既存事務との関係性などを活用することで、今までできなかった取組を進めたり、これまでの事業をさらに充実させたりすることが可能となります。

一宮オリジナル  
ここが変わる!

### 福祉

福祉についての様々な相談ができる窓口をつくります

#### ■ 福祉総合相談窓口の設置

福祉部の各担当課で行っている困りごと相談のほか、新たに精神障害・難病患者の相談をワンストップで行える総合窓口の開設を検討しています。

市民の方が、1つの窓口で気軽に相談できるよう、サービスの向上を図ります。



一宮オリジナル  
ここが変わる!

### 保健衛生

事業者に対する衛生確保のためのルール徹底や  
動物愛護推進のための取組を進めます

#### ■ 飲食店等の衛生管理基準の整備

飲食店等の衛生管理についての順守基準を条例などで明確に定め、ルールに従わない飲食店には指導を徹底できるようにします。

事業者へのきめ細かな指導を行う体制を整えることで、市民の食の安全を守ります。

#### ■ 動物愛護推進のための事業

犬・猫の殺処分ゼロを目指す取組として、ふるさと納税による寄附の募集と、寄附金を活用した事業の展開を考えています。寄附金は、必要以上の繁殖を抑制するための猫の避妊・去勢手術に対する補助金や、飼い主のいない動物の引取先を探す費用などに充当する予定です。

そのほか、犬・猫の個体識別用マイクロチップの装着の推進を図り、飼い主の飼育に対する責任意識の向上と飼育放棄の防止のための取組についても検討しています。





一宮オリジナル

ここが変わる!

## 環境

産業廃棄物処理事業者や空き地の所有者に  
きめ細かな指導を行い、良質な環境を確保します

### ■ 産業廃棄物処理施設の設置に対する指導

産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、関係住民の不安を解消するため、計画段階から事業者と事前協議を行い、施設の概要を把握した上で、適切な指導をします。

また、事業者に関係住民に対する説明会を実施させるなど、関係住民との紛争に至らないよう調整を図り、処理施設近隣の生活環境の保全に努めます。

### ■ 空き地の雑草等の除去に関する条例の制定

雑草が繁茂し、周辺の環境に悪影響を及ぼすような空き地を、その所有者に適切に管理させるため、新たに条例を制定する予定です。

条例に基づく所有者に対する指導も含め、良好な生活環境を保持するための取組を進めます。



一宮オリジナル

ここが変わる!

## 都市計画

独自基準の設定・見直しにより、  
にぎわいのある住みよいまちを目指します

### ■ 建築物における駐車場の附置義務台数の緩和

現在、条例の規定で、商業地域や近隣商業地域、駐車場整備地区において、一定規模以上の建物を建築するときには、基準による台数の駐車場確保が義務付けられています。



この台数を緩和し駐車場整備の負担を軽減することで、敷地を有効に活用できるようにし、再開発の促進や中心市街地の活性化を図ります。

◀ 指定区域内の駐車場の利用状況などを勘案して、基準を見直します。

### ■ 良好な景観形成のための計画策定

良好な景観を保全・形成するとともに、質の向上を図っていくため、独自の基準を盛り込んだ、景観法に基づく景観計画を策定し、地域にふさわしい街並みづくりを推進します。





## 5 市保健所の設置

### 1 保健所設置の概要

地域保健法に基づき中核市は、保健所を設置することとなっています。

保健所の設置にあたっては、地域における保健衛生分野の専門的・技術的拠点として多様な業務を行い、市民サービスの一層の向上を図るとともに、効率的で効果的な保健所の運営を目指します。

#### 一宮市保健所の開設予定

- 設置時期 令和3年4月1日（中核市移行と同時）
- 設置場所 現在の愛知県一宮保健所を活用し、一宮市域を所管する市保健所とします。

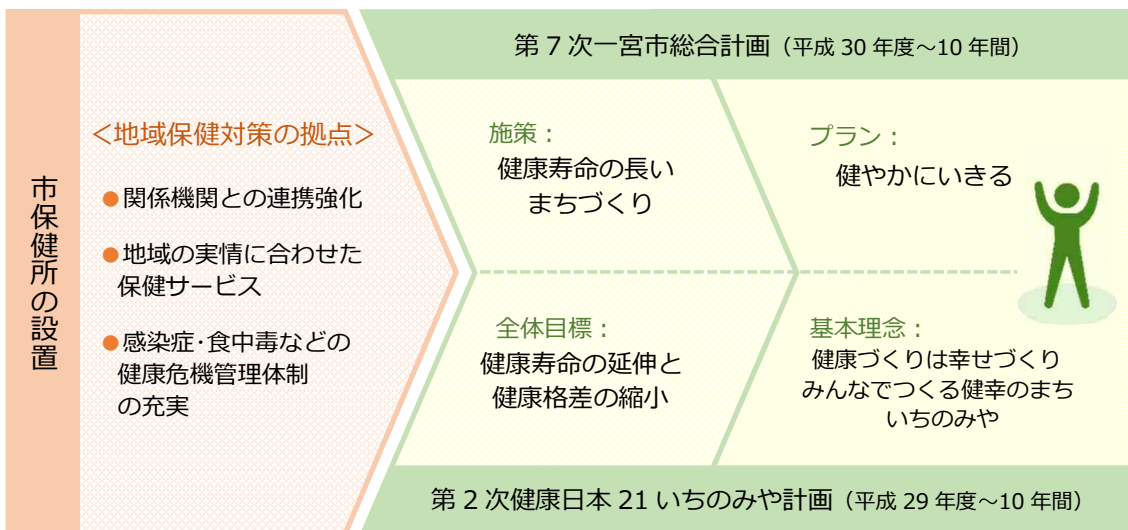


「愛知県一宮保健所」▶「一宮市保健所」

### 2 保健所設置の基本的方向

#### (1) 基本的な考え方

市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりの推進を目指し、「第7次一宮市総合計画」や「第2次健康日本21 いちのみや計画」において掲げるプラン、基本理念を達成するため、市保健所を、地域保健対策を推進する拠点とし、関係機関等との連携強化、本市の実情に応じた施策の展開、健康危機管理体制の充実を図ります。



(2) 基本方針 (= 保健所設置のメリット)

保健所設置の基本的な考え方を踏まえ、基本方針を次のとおりとし、県に代わって市が保健所を運営するメリットを活かします。

ここが変わる!

**ア** 総合的な保健衛生サービスの提供

これまで主に市保健センターが担ってきた母子保健や成人保健の事業に加え、県保健所が担ってきたより専門的な事業を合わせて実施することにより、総合的な保健衛生サービスを提供し、子どもから高齢者までの健康づくりの支援や健康寿命の延伸を目指した施策を推進していきます。

市保健センター 健康相談・保健指導・健康診査 など	+	市保健所 (新設) 食中毒対策・感染症対策 など
------------------------------	---	-----------------------------

すべてのライフステージにおける  
健康づくりのサポート

ここが変わる!

**イ** 専門職の配置による効果的な事業展開

高い技術と専門的な知識を持つ医師、獣医師、薬剤師等と、市民に寄り添う保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の育成・適正配置を行うことにより、市民のニーズに即したきめ細かで効果的な事業に取り組んでいきます。

■ 保健所に配置する主な専門職

医師	保健所長 (保健所の統括) など
獣医師・薬剤師	飲食店・スーパーなど食品に関する施設の監視指導、 公衆浴場・美容所など環境衛生に関する施設の監視指導など
保健師	妊産婦のほか、乳幼児から高齢者までの健康づくりに関する 相談・支援など
管理栄養士	栄養・食生活を通じた健康づくりに関する相談・指導など

ここが変わる!

### ウ 健康危機管理機能の強化

食中毒や感染症等の健康危機の発生に備え、平時から食品衛生、環境衛生の監視業務や指導を通し、情報収集、分析、啓発に努めていきます。

また、健康危機が発生した場合には、医療機関や国からの情報が直接保健所に届けられることから、迅速な初動体制の構築や情報提供など、地域の実情に即した的確なまん延防止対策を実施し、市民の安全・安心な暮らしを守っていきます。



## 3 保健所の主な業務

保健所では、医事・薬事、食品衛生、環境衛生、感染症対策などに関する業務をはじめ、地域住民の健康保持及び増進を図る事業を行います。

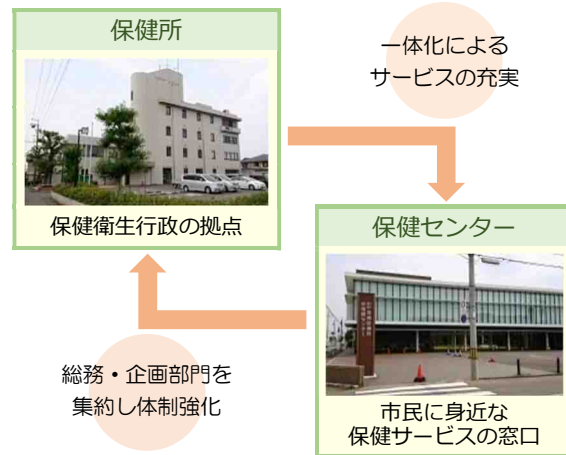
分野	主な事務
医事・薬事	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 診療所・助産所の開設許可</li> <li>● 薬局開設・店舗販売業等の許可、毒物・劇物の販売業の登録申請</li> <li>● 病院・薬局等の監視及び立入検査</li> </ul>
食品衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲食店・食品製造等の営業許可及び衛生管理状況の監視</li> <li>● 食中毒の予防、食中毒の原因調査</li> </ul>
環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旅館・興行場・公衆浴場の営業許可、クリーニング所の開設届出</li> <li>● 旅館・クリーニング所等の衛生状況の監視及び立入検査</li> </ul>
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 結核患者・家族への専門的支援、検診、訪問指導、相談</li> <li>● HIV抗体検査、B型・C型肝炎検査</li> </ul>
健康増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民健康・栄養調査</li> <li>● 特定給食施設（学校・病院・事業所・福祉施設など）の栄養管理指導</li> </ul>
動物愛護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犬猫の引取り及び譲渡</li> <li>● 野犬等の捕獲・抑留</li> </ul>
試験検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症に係る検体検査</li> <li>● 食品衛生検査、環境衛生検査</li> </ul>

## 4 保健所業務を行う施設

### (1) 保健所と保健センター

市保健所の整備については、現在の県一宮保健所の施設を活用する予定で、中核市移行後は当分の間、施設を無償により借用する方向で県と協議しています。しかしながら、長期にわたって借用し続けることは県の方針もあり難しいことから、移行後の施設に代わる新たな施設の将来像に関して、検討が必要です。

また、市内に 3 か所ある保健センターについては、これまで行ってきた乳幼児や生活習慣病予防のための健康相談・保健指導・健康診査など、市民に身近な保健サービスの窓口として保健所と一体となり、引き続きサービスの充実を図ります。



### (2) 衛生検査施設

食品事業者の衛生状況の監視や食中毒・感染症等の原因究明のための試験検査を行うにあたり、様々な検査機器を備えた施設を設ける必要があります。

現在の県一宮保健所にある検査施設は、他の保健所の検査業務も担っているため、当面は、施設を県と共同で利用する予定です。共同で業務を行うことで検査技術の向上を図るとともに、将来的な独自の検査体制の確立に向けて検討を進めます。

### (3) 動物愛護施設

中核市の業務として、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、飼うことができなくなった犬・猫の引取りや負傷動物の保護などを行うため、動物の収容施設の確保が求められます。

現在は、市内にある県の動物保護管理センター尾張支所が尾張地域の業務を行っており、移行後は、一宮市域の業務を市が行うこととなりますが、当分の間は、同センター内に市の職員を配置し共同で業務を行い、収容施設を借用する形で県と調整しています。市独自の施設の整備については、市の動物愛護行政のあり方も含めて検討していきます。



動物保護管理センター尾張支所

## 6 財政影響額の推計

中核市へ移行すると、移譲事務の実施に伴う事務経費や職員の人件費等が増加しますが、こうした歳出(経費)の増加に対する財源は、中核市に移行することに伴い市へ交付される地方交付税の増加、その他の歳入(収入)の増加により措置されることとなります。

中核市移行に伴う市の財政影響額について、平成 30 年度決算額(県の決算を含む)をベースに以下のとおり推計しました。

### (1) 歳出影響額

事業費は、移譲される事務等の増加に伴う一定の経費を勘案して試算しています。また、人件費については、新たに必要と見込まれる人員を 85 人と想定し試算しています。

項目	影響額(千円)	主な内容
事業費	803,022	移譲事務に係る事務処理経費
福祉	465,274	軽費老人ホーム利用料補助金、民生児童委員活動費
保健衛生	285,042	食品衛生監視指導事業、感染症予防対策事業
環境	17,727	大気汚染常時監視事務、産業廃棄物対策事業
その他	34,979	包括外部監査事業、電算システム運営費
人件費	602,973	新たに必要となる職員の人件費(85人分)
<b>歳出影響額 合計(A)</b>	<b>1,405,995</b>	

### (2) 歳入影響額

普通交付税は、事務の移譲に伴う歳出の増を踏まえて算定されるため、増額が見込まれます。また、国からの補助金の増加のほか、県から受けていた補助金や負担金の減額を見込んでいます。

項目	影響額(千円)	主な内容
地方交付税(※)	1,422,123	普通交付税における基準財政需要額の増加
使用料・手数料	14,441	食品営業許可手数料など保健所事務手数料
国庫支出金	95,139	小児慢性特定疾病医療費負担金、特定不妊治療費助成事業費補助金
県支出金	△117,119	生活保護費負担金、児童入所施設措置費負担金
<b>歳入影響額 合計(B)</b>	<b>1,414,584</b>	

※臨時財政対策債(地方交付税に係る国の財源不足を地方公共団体の借入によって補う地方債)を含みます。また、令和2年度まで措置される合併による増額分は除いて試算しています。



### (3) 差引影響額

歳出及び歳入影響見込額に基づく収支は、以下のとおりです。

$$\text{歳入影響額 (B)} - \text{歳出影響額 (A)} = \text{収支 (B-A)} : 8,589 \text{ 千円}$$

この中核市移行後における収支については、現段階で想定できるものを積算した推計であり、今後、県から提供される情報の更新や制度改正等により増減することがあります。なお、中核市への移行によって市民税が増税になるなど、市民の負担が増えることはありません。

#### 地方交付税制度の概要

地方交付税は、地方公共団体（都道府県や市町村）間の財源の不均衡を調整し、どの地域の住民にも一定の行政サービスができるように財源を保障するため、国税として国が代わって徴収するものです。普通交付税と特別交付税からなり、地方公共団体の財政状況を踏まえて配分されます。

#### ■ 普通交付税の仕組み ※説明のため、内容を簡略化しています。

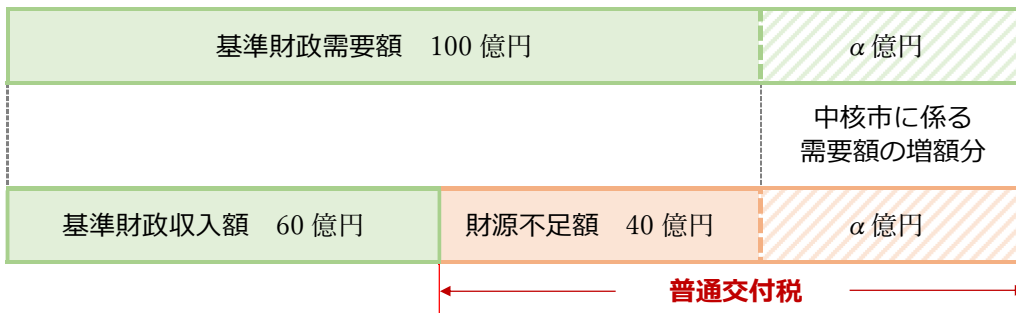
普通交付税（臨時財政対策債を含む）は、地方公共団体ごとに標準的な需要額と収入額を算定し、その差額である財源不足分が交付されます。

$$\text{普通交付税額} = \text{財源不足額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

例：A 市の基準財政需要額が 100 億円で基準財政収入額が 60 億円と算定された場合、その財源不足額である 40 億円が普通交付税として交付されます。（下図参照）

なお、この基準財政需要額及び基準財政収入額は、各地方公共団体における標準的な経費及び収入をモデル的に算出するものです。

中核市に移行した場合、基準財政需要額を算定する際に、社会福祉費や保健衛生費などの行政経費の増加分が補正されるため、基準財政需要額が増加することになります。



## 7 事務執行体制の構築

### 1 新しい組織体制と必要な職員数

中核市移行後の組織・職員の体制については、これまでどおり効率的・効果的な体制づくりを基本としつつ、新たな行政サービスを円滑に実施するため、組織機構の見直しと必要な人員の確保を進めます。

現時点で組織体制及び職員配置の変更を予定している部署は、以下のとおりで、移譲事務の実施に必要な職員数としては、全体で85人の増員を見込んでいます。

#### (1) 保健衛生部門

保健所を設置することに伴い、市が現在担っている地域保健業務との一体化を図るため、健康づくり課を解体し、保健所を中心とした体制を構築します。

保健所業務のための職員数については、現在の県一宮保健所（一宮市と稲沢市の区域を管轄）で行っている一宮市域分の業務に加えて、県の本庁で処理している業務もあることから、現保健所と同じ規模の人員が必要であると考えています。

現行 (平成 31 年 4 月 1 日)	移行後 (令和 3 年 4 月 1 日)																						
<table border="1"> <tr> <td>市民健康部</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>健康づくり課 (保健センターを含む)</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>保健所設置 準備室</td> <td>12</td> </tr> </table>	市民健康部	69	健康づくり課 (保健センターを含む)	57	保健所設置 準備室	12	<table border="1"> <tr> <td>市民健康部</td> <td>113 (+44)</td> </tr> <tr> <td>(新)保健所(所長1を含む)</td> <td>113 (+113)</td> </tr> <tr> <td>(新)保健総務課</td> <td>29 (+29)</td> </tr> <tr> <td>(新)健康支援課 (保健センターを含む)</td> <td>53 (+53)</td> </tr> <tr> <td>(新)生活衛生課</td> <td>30 (+30)</td> </tr> <tr> <td>動物保護管理 事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(廃)健康づくり課</td> <td>0 (-57)</td> </tr> <tr> <td>(廃)保健所設置 準備室</td> <td>0 (-12)</td> </tr> </table>	市民健康部	113 (+44)	(新)保健所(所長1を含む)	113 (+113)	(新)保健総務課	29 (+29)	(新)健康支援課 (保健センターを含む)	53 (+53)	(新)生活衛生課	30 (+30)	動物保護管理 事務所		(廃)健康づくり課	0 (-57)	(廃)保健所設置 準備室	0 (-12)
市民健康部	69																						
健康づくり課 (保健センターを含む)	57																						
保健所設置 準備室	12																						
市民健康部	113 (+44)																						
(新)保健所(所長1を含む)	113 (+113)																						
(新)保健総務課	29 (+29)																						
(新)健康支援課 (保健センターを含む)	53 (+53)																						
(新)生活衛生課	30 (+30)																						
動物保護管理 事務所																							
(廃)健康づくり課	0 (-57)																						
(廃)保健所設置 準備室	0 (-12)																						
<p>※数字は職員数 ( )内は増減数</p> <p>※箇条書きは主な業務</p> <p>※組織・人員に変更がある 部署のみ掲載しています。 (以下同じ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域保健の総合的企画・調整</li> <li>●病院・診療所等の開設許可、指導</li> <li>●母子保健、地区保健活動</li> <li>●結核の予防、医療給付</li> <li>●食品関係施設の営業許可、指導</li> <li>●旅館・興行場等の開設許可、指導</li> <li>●動物愛護、狂犬病予防</li> </ul>																						



## (2) 福祉・こども部門

福祉部においては、移譲事務の実施に備えて業務の効率化と市民サービスの向上を図るため、これまで各担当課で行っていた福祉施設の指導・監査業務や福祉に関する相談窓口を集約した部署の設置について検討しています。

職員数に関しては、身体障害者手帳の認定・発行、精神・難病患者の支援、福祉施設等の指導・監査（福祉部が所管する障害福祉・介護サービス事業に関連した福祉施設、こども部が所管する保育所等の乳幼児施設）など、新たな業務に対応するための人員増を見込んでいます。

現行 (平成 31 年 4 月 1 日)	移行後 (令和 3 年 4 月 1 日)																																					
<table border="1"> <tr> <td>福祉部</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>福祉課</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>生活福祉課</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>高年福祉課</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>介護保険課</td> <td>32</td> </tr> </table>	福祉部	136	福祉課	33	生活福祉課	45	高年福祉課	26	介護保険課	32	<table border="1"> <tr> <td>福祉部</td> <td>155 (+19)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新) 福祉総務課</td> <td>27 (+27)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉に関する総合相談</li> <li>● 福祉施設等の指導・監査</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>福祉相談室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導監査室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新) 障害福祉課</td> <td>29 (+29)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳の認定・発行</li> <li>● 障害福祉サービスの認定、給付</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生活福祉課</td> <td>41 (-4)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護の実施</li> <li>● 医療扶助のための医療機関等の指定</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>高年福祉課</td> <td>26</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者在宅福祉、介護予防支援</li> <li>● 有料老人ホーム等の設置認可</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>介護保険課</td> <td>32</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要介護認定、介護サービスの給付</li> <li>● 介護サービス事業者の指定</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(廃) 福祉課</td> <td>0 (-33)</td> <td></td> </tr> </table>	福祉部	155 (+19)		(新) 福祉総務課	27 (+27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉に関する総合相談</li> <li>● 福祉施設等の指導・監査</li> </ul>	福祉相談室			指導監査室			(新) 障害福祉課	29 (+29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳の認定・発行</li> <li>● 障害福祉サービスの認定、給付</li> </ul>	生活福祉課	41 (-4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護の実施</li> <li>● 医療扶助のための医療機関等の指定</li> </ul>	高年福祉課	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者在宅福祉、介護予防支援</li> <li>● 有料老人ホーム等の設置認可</li> </ul>	介護保険課	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要介護認定、介護サービスの給付</li> <li>● 介護サービス事業者の指定</li> </ul>	(廃) 福祉課	0 (-33)	
福祉部	136																																					
福祉課	33																																					
生活福祉課	45																																					
高年福祉課	26																																					
介護保険課	32																																					
福祉部	155 (+19)																																					
(新) 福祉総務課	27 (+27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉に関する総合相談</li> <li>● 福祉施設等の指導・監査</li> </ul>																																				
福祉相談室																																						
指導監査室																																						
(新) 障害福祉課	29 (+29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳の認定・発行</li> <li>● 障害福祉サービスの認定、給付</li> </ul>																																				
生活福祉課	41 (-4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護の実施</li> <li>● 医療扶助のための医療機関等の指定</li> </ul>																																				
高年福祉課	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者在宅福祉、介護予防支援</li> <li>● 有料老人ホーム等の設置認可</li> </ul>																																				
介護保険課	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要介護認定、介護サービスの給付</li> <li>● 介護サービス事業者の指定</li> </ul>																																				
(廃) 福祉課	0 (-33)																																					
<table border="1"> <tr> <td>こども部</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>保育課 (保育園を除く)</td> <td>25</td> </tr> </table>	こども部	25	保育課 (保育園を除く)	25	<table border="1"> <tr> <td>こども部</td> <td>27 (+2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育課 (保育園を除く)</td> <td>27 (+2)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市立保育園の管理</li> <li>● 保育所等の認可、指導・監査</li> </ul> </td> </tr> </table>	こども部	27 (+2)		保育課 (保育園を除く)	27 (+2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市立保育園の管理</li> <li>● 保育所等の認可、指導・監査</li> </ul>																											
こども部	25																																					
保育課 (保育園を除く)	25																																					
こども部	27 (+2)																																					
保育課 (保育園を除く)	27 (+2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市立保育園の管理</li> <li>● 保育所等の認可、指導・監査</li> </ul>																																				

### 精神保健や難病患者の支援を福祉部門で行います

中核市移行後は、現在、県の保健所が行っている精神障害者・難病患者の相談・支援業務を市が行うこととなりますが、そうした方の福祉サービスの提供を市の福祉部門で行っていることから、相談等の支援も含め窓口を一つにすることで、市民サービスの向上を図ります。

### (3) 環境・都市計画・教育部門

環境部では、大気汚染や産業廃棄物に関連した移譲事務の実施に向けて、廃棄物対策課の新設や環境政策課へ環境施策の立案部門を集約するなど、部全体の組織・人員の再編を予定しています。

また、まちづくり部における屋外広告物等の景観事務、教育文化部での市立小中学校教職員の研修実施のため、必要な職員を配置します。

現行 (平成 31 年 4 月 1 日)	移行後 (令和 3 年 4 月 1 日)																										
<table border="1"> <tr> <td>環境部</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>環境保全課</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>施設管理課</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>清掃対策課</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>浄化課</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>※職員数は現業職（清掃監督・清掃主任を含む）を除いた数です。</p>	環境部	41	環境保全課	11	施設管理課	9	清掃対策課	15	浄化課	6	<table border="1"> <tr> <td>環境部</td> <td>52 (+11)</td> </tr> <tr> <td>環境保全課</td> <td>12 (+1)</td> </tr> <tr> <td>施設管理課</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>(新) 環境政策課</td> <td>9 (+9)</td> </tr> <tr> <td>(新) 廃棄物対策課</td> <td>14 (+14)</td> </tr> <tr> <td>(新) 収集業務課</td> <td>8 (+8)</td> </tr> <tr> <td>(廃) 清掃対策課</td> <td>0 (-15)</td> </tr> <tr> <td>(廃) 浄化課</td> <td>0 (-6)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工場の公害規制に基づく届出審査、指導</li> <li>● 公害苦情相談</li> <li>● ごみ処理施設の管理</li> <li>● し尿・浄化槽汚泥処理施設の管理</li> <li>● 環境施策の企画・立案</li> <li>● 墓地・斎場の管理</li> <li>● 廃棄物処理業の許可及び指導</li> <li>● 浄化槽設置の助成及び推進</li> <li>● 家庭ごみの収集</li> <li>● リサイクル推進</li> </ul>	環境部	52 (+11)	環境保全課	12 (+1)	施設管理課	9	(新) 環境政策課	9 (+9)	(新) 廃棄物対策課	14 (+14)	(新) 収集業務課	8 (+8)	(廃) 清掃対策課	0 (-15)	(廃) 浄化課	0 (-6)
環境部	41																										
環境保全課	11																										
施設管理課	9																										
清掃対策課	15																										
浄化課	6																										
環境部	52 (+11)																										
環境保全課	12 (+1)																										
施設管理課	9																										
(新) 環境政策課	9 (+9)																										
(新) 廃棄物対策課	14 (+14)																										
(新) 収集業務課	8 (+8)																										
(廃) 清掃対策課	0 (-15)																										
(廃) 浄化課	0 (-6)																										
<table border="1"> <tr> <td>まちづくり部</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>公園緑地課</td> <td>17</td> </tr> </table>	まちづくり部	17	公園緑地課	17	<table border="1"> <tr> <td>まちづくり部</td> <td>18 (+1)</td> </tr> <tr> <td>公園緑地課</td> <td>18 (+1)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園緑地の整備及び維持管理</li> <li>● 緑化の推進</li> <li>● 屋外広告物の許可・指導</li> </ul>	まちづくり部	18 (+1)	公園緑地課	18 (+1)																		
まちづくり部	17																										
公園緑地課	17																										
まちづくり部	18 (+1)																										
公園緑地課	18 (+1)																										
<table border="1"> <tr> <td>教育文化部</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>21</td> </tr> </table>	教育文化部	21	学校教育課	21	<table border="1"> <tr> <td>教育文化部</td> <td>29 (+8)</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>29 (+8)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中学校の教育活動の支援</li> <li>● 教職員の指導・研修</li> </ul>	教育文化部	29 (+8)	学校教育課	29 (+8)																		
教育文化部	21																										
学校教育課	21																										
教育文化部	29 (+8)																										
学校教育課	29 (+8)																										

今後も、事務事業の精査や法改正による移譲事務の変更等に合わせて、適宜、見直しを行い、最終的な事務執行体制を決定していきます。

## 2 研修等による人材の育成

### (1) 県への派遣研修

中核市移行により移譲される事務は、保健所業務をはじめ専門的な知識・技術を要する分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、円滑な業務の移管を実現するには人材の確保及び育成を計画的に進めなければなりません。

このため、市では、移行後に配置が必要な専門職等を先行して採用し、平成 31 年 4 月から県へ派遣研修を始めました。

【平成 31 年度】 獣医師・薬剤師・保健師の 8 人を通年で一宮保健所等へ派遣し、研修を行っています。  
(令和元年度)

分野	職種	人数	主な研修内容	派遣先
保健衛生	獣医師	2	食品衛生、試験検査関係業務	一宮保健所、 県保健医療局(本庁)
	薬剤師	2	環境衛生、薬事、感染症関係業務	
	保健師	4	結核、難病、精神保健関係業務	

【令和 2 年度】 保健所業務に加え、福祉・環境分野の移譲事務の研修について、県と協議を進めています。

分野	職種	人数	主な研修内容	派遣先
保健衛生	獣医師	5 (2)	食品衛生、試験検査、動物愛護関係業務	一宮保健所、 動物保護管理センター 尾張支所、 県保健医療局(本庁) ほか
	薬剤師	6 (2)	食品衛生、環境衛生、試験検査関係業務	
	保健師	7 (4)	結核、難病、精神保健関係業務	
	管理栄養士	1	栄養指導関係業務	
	精神保健福祉士	1	精神保健関係業務	
	事務職	5	保健所総務、難病医療給付関係業務	
福祉	事務職	1	身体障害者福祉法関係業務	尾張福祉相談センターほか
環境	化学職・事務職	各 1	大気汚染防止法、ダイオキシン対策特措法関係業務	県環境局(本庁)、 尾張県民事務所
	事務職	3	産業廃棄物、浄化槽法関係業務	

※ ( ) 書きの数は、派遣人数のうち、平成 31 年度からの継続派遣の人数です。また、研修期間は、業務内容に合わせて 3 か月～1 年を予定していますが、今後の県との協議により、人数や派遣先なども含めて変更となる場合があります。

### (2) 県職員の受入れ

特に専門性が高い保健所等の業務に対応するため、豊富な知識や技術、経験を有し指導的な立場を兼ねる県職員の派遣について、中核市移行後、一定期間受け入れ、安定した事務処理体制の構築と円滑な事務引継ぎを図ります。

受け入れる職員の職種や人数などの詳細については、県と協議を進めていきます。

## 8 条例の整備

中核市移行に伴う新たな事務を実施するにあたり、基準や手続等の必要な事項を定めるため、条例の整備が必要です。

新規制定及び一部改正を予定している主な条例は、以下のとおりです。

### (1) 新規制定する条例

【福祉分野】 保育所や特別養護老人ホーム等の福祉施設や、障害福祉・介護サービス事業者の認可を行うため、設備や運営に関する基準などを定めます。

条例名（仮称）	概要	根拠法令
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉施設のうち、助産施設、母子生活支援施設、保育所の設備及び運営に関する基準を定めるもの	児童福祉法
民生委員の定数を定める条例	民生委員の定数を定めるもの	民生委員法
保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	救護施設（生活保護が必要で身体的な障害などのため日常生活が難しい方の入所施設）や授産施設（就労の機会を提供し自立を支援する施設）などの設備及び運営に関する基準を定めるもの	生活保護法
養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例	養護老人ホーム（65歳以上で生活環境や経済的理由により在宅生活が困難な方の入所施設）や特別養護老人ホーム（常時介護が必要で在宅生活が困難な方の入所施設）などの設備及び運営に関する基準を定めるもの	社会福祉法・老人福祉法
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定障害福祉サービス事業（居宅介護、生活介護、短期入所、自立訓練等）や指定障害者支援施設（施設入所の障害者に対し、日常生活上の支援や自立訓練等を行う施設）などの人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの	障害者総合支援法
指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定居宅サービス事業（訪問介護、短期入所等）や介護老人保健施設（在宅復帰を前提としたリハビリを必要とする要介護者の入所施設）などの人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの	介護保険法

【保健衛生分野】 飲食業や旅館業等、衛生の確保が必要な営業の許可を行うため、施設の構造設備の基準や衛生上の措置などについて定めます。

条例名（仮称）	概要	根拠法令
食品衛生条例	飲食店等営業施設の営業者が講ずべき公衆衛生の基準、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置基準等を定めるもの	食品衛生法
興行場法施行条例	映画館、劇場、スポーツ施設等の興行場の設置場所、構造設備の基準、衛生上の措置等について定めるもの	興行場法
旅館業法施行条例	旅館、ホテル等の営業者が講ずべき衛生上の措置、施設の構造設備の基準等を定めるもの	旅館業法
公衆浴場法施行条例	公衆浴場の設置場所の配置基準、衛生上の措置等を定めるもの	公衆浴場法
保健所の設置及び管理に関する条例	保健所の設置及び管理について定めるもの	地域保健法
理容師法施行条例	理容業及び理容所の衛生上の措置等について定めるもの	理容師法
クリーニング業法施行条例	クリーニング所の営業者が講ずべき衛生上の措置について定めるもの	クリーニング業法
医療法施行条例	専属の薬剤師を置かなければならない診療所について定めるもの	医療法
美容師法施行条例	美容業及び美容所の衛生上の措置等について定めるもの	美容師法
動物の愛護及び管理に関する条例	犬猫の保護、飼い主の責務等について定めるもの	動物愛護管理法

【その他の分野】 屋外広告物の許可基準や包括外部監査の実施のため、必要な事項などを定めます。

条例名（仮称）	概要	根拠法令
屋外広告物条例	屋外広告物の設置許可に関して必要な事項を定めるもの	屋外広告物法
幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	幼保連携型認定こども園（就学前の幼児教育・保育の提供や地域における子育ての支援を行う施設）に関する基準を定めるもの	認定こども園法
外部監査契約に基づく監査に関する条例	外部監査契約に基づく監査に関して必要な事項を定めるもの	地方自治法

## (2) 一部改正する条例

移譲される事務に伴い、既存の条例について必要な改正を行います。

条例名	概要	根拠法令
特別会計設置条例	母子父子寡婦福祉資金の貸付の特別会計を新たに設置するもの	母子父子寡婦福祉法
手数料条例	中核市の移行に伴い、新たに行う事務の手数料について定めるもの	地方自治法
廃棄物の処理及び清掃に関する条例	産業廃棄物の処理及び許可等について必要な事項を定めるもの	廃棄物処理法

上記の条例のほかにも、事務分掌、人事・給与等に関する条例の改正や規則・要綱などの整備を検討しています。なお、条例制定及び改正の議案は、令和2年12月議会において提出する予定です。

### 条例について

「条例」は、地方公共団体（都道府県や市町村など）の議会の議決によって制定される自治立法です。その区域内に限定されますが、国の法令（法律や政令・省令）と同様、法的な効力を有します。住民に義務を課し、又は権利を制限する場合や、法令に条例で定める旨の規定がある事項については、条例を制定する必要があります。

条例と同様、法的効力があるものとしては、法令や条例の実施のための細目等について地方公共団体の長などの執行機関が定める「規則」があります。

また、法的効力はありませんが、法令に基づく制度の細かな運用方法や行政指導の指針など、行政内部の一般的な準則を定めた「要綱」などがあります。

## 9 審議会等の附属機関の設置

中核市移行により移譲される事務を実施するため、設置することとなる主な審議会等の附属機関は以下のとおりです。

条例名	概要	根拠法令
社会福祉審議会	社会福祉に関する事項の調査審議を行うもの	社会福祉法
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行うもの	
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項の調査審議を行うもの	
児童福祉審議会	児童福祉に関する事項の調査審議を行うもの	児童福祉法
感染症診査協議会	感染症患者の就業制限や入院勧告、入院期間の延長に関して必要な事項を審議するもの	感染症予防法

上記以外にも、社会福祉審議会に市独自の専門分科会を設置するなど、新たな審議会や附属機関に準ずる協議会等の設置とともに、既存の審議会の統廃合も含めた効果的な運営について検討しています。

### 附属機関について

附属機関とは、法律又は条例の定めるところにより設置されるもので、市長など執行機関の要請に基づき、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行う機関のことをいいます。

このほかにも、法律や条例の規定に基づかず、有識者等の意見を聴取し、市行政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置する協議会・懇談会など附属機関に準ずる機関があります。





## 10 市民への周知

ウェブサイトや広報を通して、中核市移行に関する情報を広く発信するとともに、市民対象の出前講座の開催やリーフレット等の作成・配布などにより、市民の皆様に関心と理解を深めていただけるよう、PR活動を進めています。

### ア 市ウェブサイトによる情報発信

中核市移行に関する取組や、移行に伴い市が行う住民サービスについて、随時、情報提供しています。

#### ■ 中核市移行に関する基本方針・案内ちらしの配信

平成30年12月、一宮市の中核市移行に対する基本的な考え方について取りまとめた、基本方針を策定し、移行のために必要な取組を紹介しています。

また、基本方針の概要版として案内ちらしを作成し、ウェブ上で公開するとともに、出前講座などの各種会合でのPRに活用しています。

#### ▼ 基本方針

#### 案内ちらし

The collage displays three key documents:
 

- 中核市移行に関する基本方針**: A document outlining the city's basic policy for becoming a core city, dated December 2018.
- 案内ちらし**: A leaflet titled '一宮市は中核市へ' (Ichinomiya City is a Core City) with the subtitle '～市制施行100周年・2021年の移行を目標します～'. It details the city's vision and transition goals.
- 市民のやるべきことリスト**: A checklist for citizens, divided into 'Before the transition' (移行前) and 'After the transition' (移行後), listing various tasks and responsibilities.

#### ■ 映像広報の配信

平成31年1月、ケーブルテレビICCの市広報番組「I LOVE いちのみや」において、中核市をテーマとした内容を放送しました。その動画をウェブ上で配信しています。

中核市についての10分間の動画です。



## イ 広報一宮でのコラム連載

広報一宮で中核市移行についてのコラム記事を連載（2019 年 7 月号からスタート）しています。毎回テーマを設定して、分かりやすく伝えていきます。



### 広報一宮コラム「一宮市は中核市へ」

中核市になると、どんなことが変わるのか、市民の皆様の関心の高い内容について、中核市が行う事務を取り上げながら、紹介します。

## ウ 出前講座の開催

中核市制度の概要や移行の目的・効果などについて理解を深めていただくため、各地区・団体からの要請に応じ、会議や会合に職員が出向いて、説明を行っています。

お申込みは、中核市移行推進課までお気軽にお問い合わせください。



## エ その他の周知活動（今後の予定）

これからも、様々な広報媒体・機会を活用して、PR 活動を積極的に展開するとともに、市民の皆様のご意見をお聞きしていきます。

### ■ パネル展示の実施

市役所などの施設において、中核市移行を紹介するパネル展示を行う予定です。



### ■ ポスターの掲出、リーフレットの配布

一宮市の中核市移行を PR するポスターを掲出するほか、リーフレットを作成し、公共施設や各種イベント等で配布します。

## 11 中核市移行の推進体制

### (1) 県との協議、調整

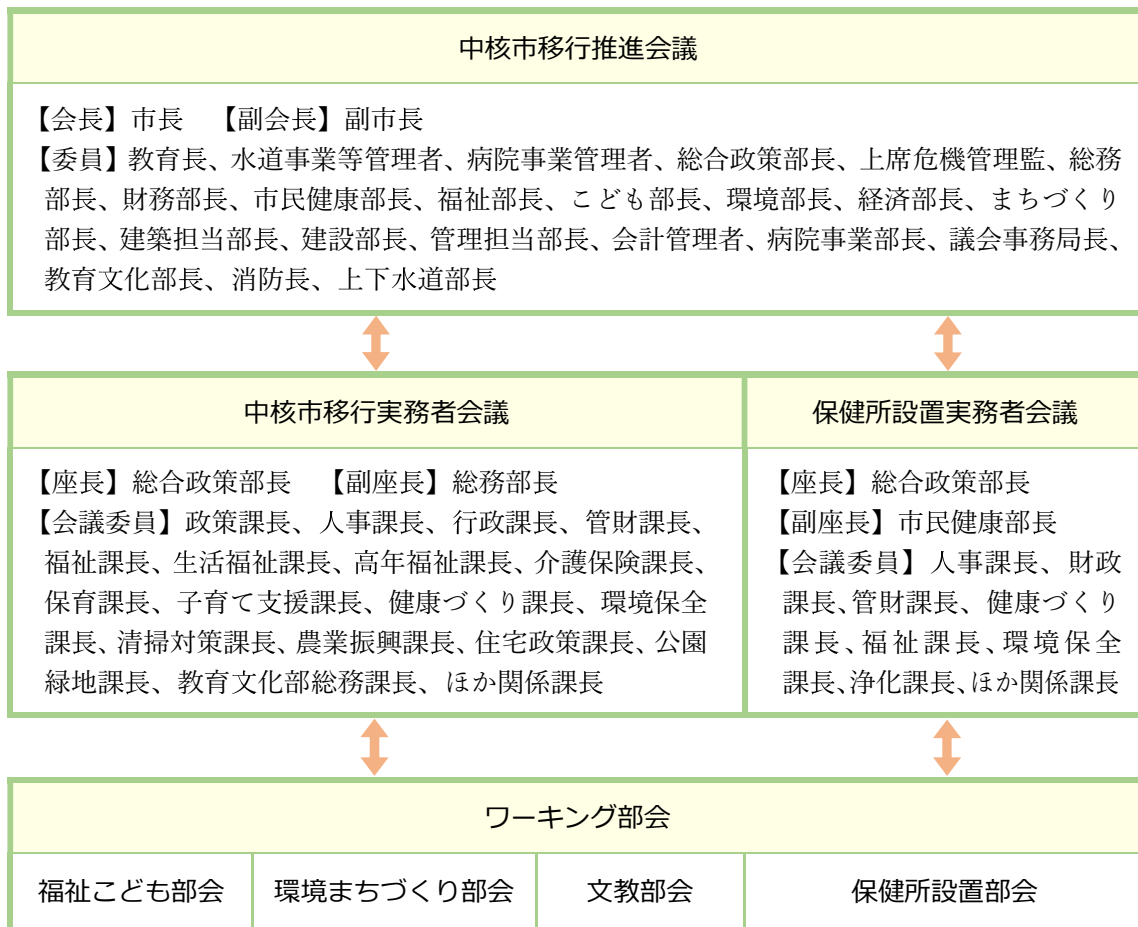
中核市移行に向けた県と一宮市との協議の場として、平成30年6月に「中核市に係る県・市連絡会議」を設置しました。

中核市に移譲される事務について、市民サービスの向上と効率的な事務執行に留意しながら、県と十分に調整を行い、円滑な移行に向け準備を進めています。

### (2) 庁内の推進体制

中核市への円滑な移行を図るため、平成30年6月に、市長を会長とする「中核市移行推進会議」を設置しました。その下に「中核市移行実務者会議」と「保健所設置実務者会議」の2つの実務者会議を設置し、さらにその下に各分野からなる「ワーキング部会」を設置し、全庁を挙げて検討を進めています。

#### ■ 中核市移行推進体制のイメージ図



## 12 中核市移行までのスケジュール

### (1) これまでの経過

平成 30 年 2 月、市議会において市長が中核市移行を表明した後、移行準備のための部署を設置するなど市内の体制を整えた上、県の協力を得ながら、移行への取組を本格化させました。移譲事務について県との協議を重ね、その内容把握に努めるとともに、職員研修や電算システムの導入の必要性など、移譲事務の実施に必要な事項に関して検討や調整を進めてきました。

年月日		内容
平成 29 年	12 月 21 日	市議会議長から市長へ中核市移行を提言
平成 30 年	2 月 27 日	市議会 3 月定例会にて市長が中核市移行を表明
	4 月 1 日	総務部行政課内に中核市移行準備室を設置
	6 月 1 日	市長から県知事へ中核市移行に向けた協力を要請
	6 月 7 日	中核市移行推進会議を設置
	6 月 26 日	県・市連絡会議を設置
	7 月 13 日	第 1 回県・市連絡会議を開催し、今後の予定を確認
	8 月 23 日	県・市による保健所設置に関する協議
	10 月	県による移譲事務調査の結果を受け、県・市それぞれの担当課において移譲事務に関する協議を開始
	11 月 1 日	獣医師・薬剤師の採用募集
	11 月 13 日	県・市による保健師研修に関する協議
	12 月 26 日	中核市移行に関する基本方針を策定
	平成 31 年	2 月 12 日
4 月 1 日		中核市移行準備室を総合政策部中核市移行推進課へ改組し、市民健康部健康づくり課内に保健所設置準備室を設置 保健師等の県への派遣研修を開始
令和元年	6 月 21 日	埼玉県川口市保健所視察
	6 月 24 日	中核市移行推進会議にて移行後の組織・人員体制（案）を協議
	6 月 28 日	中核市移行・保健所設置合同実務者会議を開催し、今後の予定を確認
	7 月 5 日	大阪府吹田市役所・八尾市保健所視察
	8 月 26 日	中核市移行推進会議にて中核市移行基本計画の素案を決定
	10 月 1 日	中核市移行基本計画（案）のパブリックコメント実施（31日まで）



## (2) 今後の予定（見込み）

今後は、市制施行 100 周年を迎える令和 3 年 4 月の中核市移行に向けて、中核市指定のための法定の手続きを中心に進めていきます。また、移譲事務の実施にあたっては、引き続き細部に至るまで調整を行い、移行後の市民サービスに支障が生じないように、万全の準備に力を尽くします。

年度	月	内容
令和元年度	11 月	中核市移行基本計画の策定
	1 月	総務省・厚生労働省によるヒアリング
	3 月	市議会へ中核市指定の申出議案提出
令和 2 年度	4 月	県知事へ中核市指定の同意を申入れ
	6 月	県知事が県議会に中核市指定の同意議案提出
	7 月	県知事が一宮市へ中核市指定の同意
	8 月	総務大臣へ中核市指定を求める申出
	10 月	中核市指定の閣議決定、政令公布
	12 月	市議会へ関係条例案の議案提出
	3 月	県・市による事務引継書の締結
令和 3 年度	4 月	中核市へ移行、一宮市保健所開設



**令和 3 年 4 月 1 日**  
**中核市「一宮市」へ**

## 一宮市中核市移行基本計画

発行 一宮市 総合政策部 中核市移行推進課

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

電話:0586-85-7003 (直通)

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>



